

厚生委員会記録

1 日 時 令和4年6月23日（木曜日）

開 会	午前10時04分
休 憩	午前10時20分
再 開	午前11時10分
休 憩	午前11時50分
再 開	午後 1時27分
休 憩	午後 1時31分
再 開	午後 1時43分
閉 会	午後 2時12分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 8人

委員長	久 保 大 憲
副委員長	東 篤
委 員	柏 佳 枝
//	織 田 伸 一
//	吉 田 修
//	押 田 大 祐
//	高 道 秋 彦
//	成 田 光 雄

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【病院事業局】

病院事業管理者	石田 陽一
富山市民病院長	藤村 隆
富山まちなか病院長	瀬川 正孝
管理部長	山本 貴俊
管理部次長	山元 幸彦
経営管理課長	中田 祐一
契約出納課長	山本 忠夫
医事課長	岡地 睦美
総務医事課長	宮城 雅之
経営管理課主幹（調整担当）	喜多埜 英司

【福祉保健部】

部長	田中 伸浩
部次長	鎌田 泰史
部次長（医療介護連携・総合ケア・高齢者福祉・データヘルス改革推進担当）	加藤 浩子
保健所長	瀧波 賢治
参事（指導監査課長）	片山 正和
参事（保健所次長（技術担当））	宮崎 英明
参事（まちなか総合ケアセンター所長）	山田 弘美
福祉政策課長	光岡 伸一
生活支援課長	東 覚
障害福祉課長	西田 清和
長寿福祉課長	土地 満
介護保険課長	中島 志津子
保険年金課長	由水 正恵
大沢野行政サービスセンター地域福祉課長	滝川 智士
大山行政サービスセンター地域福祉課長	泉野 敬之
八尾行政サービスセンター地域福祉課長	高杉 稔
婦中行政サービスセンター地域福祉課長	廣瀬 康之
保健所次長	野村 学
保健所地域健康課長	原 雅博
保健所保健予防課長	丸本 昌
保健所生活衛生課長	鈴木 富勝
看護専門学校事務長	中田 祐一
福祉政策課主幹（調整担当）	砂原 正宏

【こども家庭部】

部長	古川 安代
部次長	竹井 博文
部次長（保育・児童健全育成担当）	岡本 由紀恵
参事（児童相談担当）	酒井 敦子
参事（こども保育課長）	熊本 真紀
参事（まちなか総合ケアセンター所長）	山田 弘美
こども支援課長	沢井 誠
こども福祉課長	経明 勝子
こども健康課長	高畑 亘
大沢野行政サービスセンター地域福祉課長	滝川 智士
大山行政サービスセンター地域福祉課長	泉野 敬之
八尾行政サービスセンター地域福祉課長	高杉 稔
婦中行政サービスセンター地域福祉課長	廣瀬 康之
子育て支援センター所長	石山 美樹子
こども支援課主幹（調整担当）	原城 禄充

【市民生活部】

部長	大沢 一貴
理事（地域振興担当）	舟崎 文彦
部次長	越野 伸二
部次長（消費生活・男女共同参画・スポーツ担当）	浦田 純一
大沢野行政サービスセンター所長	池口 昌博
大山行政サービスセンター所長	吉田 浩辰
八尾行政サービスセンター所長	桐溪 修一
婦中行政サービスセンター所長	川越 直樹
参事（市民生活相談課長）	森川 知俊
参事（細入中核型地区センター所長）	圓山 尚英
参事（消費生活センター所長）	横山 浩二
市民課長	平井 聖子
男女参画・市民協働課長	卜蔵 雄治
スポーツ健康課長	秋 俊浩
山田中核型地区センター所長	竹内 宗健
市民生活相談課主幹（調整担当）	伊藤 宗司

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課議事係長

酒井 優

議事調査課主査

中村 千里

議事調査課主査

土方 智樹

7 会議の概要

委員長 ただいまから、令和4年6月定例会の厚生委員会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（2名）を許可〕

委員長 審査に先立ち、委員会記録の署名委員に高道委員、成田委員を指名いたします。

これより、病院事業局所管分の議案の審査を行います。

議案第82号 富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

医事課長 〔議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第82号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第82号を採決いたします。
本案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、本案件は原案可決されました。
以上で、病院事業局所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、病院事業局所管分で、ただいまの議案以外に何か質問はありませんか。

押田委員

本会議におきまして、当会派のほうから一般質問をさせていただきましたが、助産師について改めて質問をさせていただきます。答弁がかぶるところがありましても全く構いませんので、聞かせてください。
まず、富山市では、助産師の定数というものは決めておられますか。

経営管理課長 助産師の定数につきましては、採用計画と絡めての話だと思えますけれども、まず、職員の適正化の人数につきましては、令和3年に、行政改革実施計画の中に合わせまして、定員適正化計画というものをつくっています。これは、令和3年度から令和7年度までの5か年で、基本的には令和2年度の職員数の水準を、市長部局、病院事業局、消防局全てで同数を維持するという考え方がございます。その計画に基づきまして、私どもとしては、単年度ごとに退職者数を見込みながら採用しておりまして、現在のところ、必要な助産師数は充足していると認識しています。

押田委員 充足している、その助産師の数をお聞かせください。

経営管理課長 令和4年4月1日現在の助産師の数は19名でございます。

押田委員 19名を基本に定数を維持するというのであれば、離職者や定年の方もいらっしゃるかもしれませんが、年によって若干の減があるという認識でよろしいでしょうか。

経営管理課長 基本的には、本会議の答弁でもございました

が、離職が3名、採用が6名ということで、ここ5年間で3名増加しています。

当然、様々な要因で離職される方がおられるかもしれませんが、ここ5年間は定年退職という形で理解しています。

押田委員

分かりました。3名離職で6名採用ということであれば、3名増えたという感覚でいますが、産休や病休など、休職される方もいらっしゃると思います。助産師という特殊な資格をお持ちですので、3名が増えても足りなくなることもあります。現在、産休や病休など職務に就くことができない状態の方はどれくらいいらっしゃるのでしょうか。

経営管理課長

現在、正規職員19名のうち、育児休業の職員が1名おります。

押田委員

今は18名で進んでいるということですが、冒頭の質問の中で、職員の適正化計画という話が出ました。これは本会議でも我が会派の金岡議員が質問したのですが、富山県済生会富山病院が分娩業務をやめている、かみいち総合病院も本年9月末にやめるということで、富山市内での分娩数が増えることも見込まれます。その19名体制でこれ

からの分娩増加の対応が見込めるのかどうか、見解をお聞かせください。

経営管理課長 かみいち総合病院は、本年10月から分娩を停止すると伺っています。かみいち総合病院の年間の分娩数を見ておりましたら、大体120件前後となっております。

富山市内で現在、分娩が可能な医療機関は、本院を含めまして7施設ございます。その7施設で年間約3,500件余りの分娩を実施しているところでございます。かみいち総合病院の120件がどのように分けられるのかは定かではありませんけれども、当院だけではなく医療圏全体で連携して、かみいち総合病院の分もカバーしていくという考えでございます。

押田委員 120件が全て富山市民病院に来るというわけではないとは思いますが、若干なりとも増えるのかなという感覚はあります。やはり安心して子どもを産み育てるところの本当の入り口なので、職員適正化計画がありますけれども、病院として、まず今後の助産師の採用計画があるのかないのか、そしてあった場合、その考え方をお聞かせください。

病院事業管理者 採用計画一例えば、何年に何人というような精密なものは立てておりませんが、原則として、医療に関する必要な職員については、大体5年ぐらいのスパンで職員が途切れないように、その中で最低でも1人は配置できるようにというような予定を立てています。その中で、助産師に関しましては、大体5年スパンの中に3人程度はおられますので、現状ではうまくいっていると思います。

この後、懸念されるのが、富山県立総合衛生学院が閉院し、富山県立大学のほうでは、助産師学科ではなく大学院制度になりまして、間にちょっと抜けが生じます。その一、二年は少し危惧しているところではありますが、それも見越した上で、ここまでは毎年必ず採用するという形でできています。

御質問のような精密な計画ではないかと思いますが、そのようなことで、助産師がいなかったらお産ができないという体制には決してならないように注意はしているつもりです。

押田委員 市民病院では、いわゆる助産師の減少や若干の分娩の増加も見越した対応や採用計画を行っておられるという認識を持ちました。しかしながら、先ほど言われた新しく入ってくる新卒者の一、二年のタイムラグがござい

ますので、採用計画に関しては、中途採用であっても本当にフレキシブルに対応するべきではないかと考えています。

あともう一つ、無痛分娩が増加しています。こちらのほうも新しい技術とは言いませんけれども一はやりと言ってもおかしいのですが一増加している技術といたしますか、業務だと思うのですけれども、それを考えた上での助産師の採用や育成などといったことに対する見解をお聞かせください。

病院事業管理者

自由民主党の金岡議員の御質問にもお答えしましたけれども、一つは、無痛分娩につきましては、確かに今増えてきているところではあるのですが、お産全体の数が今後、長期のスパンでは減っていく中で、無痛分娩が右肩上がりです。どんどん増えていくのかどうかということは、まだちょっと分からないところがあります。

その中で、経営面を考えたときに、必ずしも事前に多くの職員を配置しておくということについては、ちょっと躊躇するところがございます。

現状では、無痛分娩の数が増えても大体カバーできる程度の人数はいると考えていますので、もし幸いなことに無痛分娩の需要が非常

に増えまして、市民病院を選んでいただける状況であれば、委員御指摘のように、臨時採用も含めて積極的に採っていきたいと考えています。

また、今後の地域医療構想の中で、産科医療の集約化ということは避けられないと考えています。かみいち総合病院に関しましても、助産師だけではなくて、地域医療構想の中での集約化ということも見据えての雇用かと私としては考えているところなのですが、今後、どの病院に周産期医療が集約化されていくのかによっては、職員の配置の必要性が全く変わってきてしまうのです。

市民病院としましては、やはり無痛分娩を売りにしまして、選ばれる病院となって周産期医療を担っていきたいと考えており、その暁には、ほかの病院で働かれる助産師さんが異動してこられる可能性も出てきますので、何とか充足するのではないかと考えています。繰り返しになりますが、市民病院としましては、今後とも周産期医療をしっかりと担っていきたいと考えています。

押田委員

選ばれる病院という言葉が言われましたし、フレキシブルな対応ということも言われたので、当面その経過を見させていただく形

になると思いますが、何となく安心をしました。

3年ぶりの委員会での質問ということで、慣れない一問一答もあって大変ぶしつけだったと思いますけれども、今後ともよろしく願います。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。

以上で、厚生委員会病院事業局所管分を終了いたします。

午前10時20分 休憩

~~~~~

午前11時10分 再開

委員長 厚生委員会福祉保健部所管分に入ります。

初めに、当委員会に付託されました

令和4年分陳情第3号 コロナ感染拡大防止策に関する陳情

を議題といたします。

陳情文書表はお手元に配付のとおりであります。

す。

まず、事務局に陳情文を朗読させます。

事務局           〔陳情文を朗読〕

委員長           この陳情には、3つの願意が含まれています。委員にも御確認いただきたいのですが、中段、「原価50円でコロナ対策空気清浄機を作れます。私はこれを各自治体様にお願いしたいと考えています」ということが1つ。もう1つは、「この界面活性剤つきの空気清浄機で何とか死亡者数を減らしませんか」ということ。最後に、「これを広報でお知らせしていただけませんか」という3つの願意があります。この3つの願意を少し整理しながら審議に入っていきたいと思えます。次に、本陳情について当局の見解を求めます。

保健所保健予防課長   本市の見解を述べさせていただきます。新型コロナウイルスの感染対策については、アルコール消毒での手や指などのウイルス対策をはじめ、空気中のウイルス対策や、物に付着したウイルス対策などが紹介されていますが、空気中のウイルス対策については、新型コロナウイルスの微粒子を室外に排出する

ために、小まめな換気を行い、部屋の空気を入れ替えることが重要とされています。

なお、窓を十分に開けられない場合など、換気不足を解消する手段といたしまして、空気中に含まれる微粒子を取り除くことができる、HEPAフィルターと呼ばれる高性能エアフィルターによる、ろ過式の空気清浄機を併用することが有効とされています。

また、テーブルやドアノブなど、物の表面に付着したウイルス対策については、熱水やアルコールなどとともに、陳情にあります界面活性剤についても有効であるとされています。界面活性剤については、市販の家庭用洗剤の主成分であり、ウイルスの膜を壊すことで無毒化するとされており、独立行政法人製品評価技術基盤機構の検証の結果、9種類の界面活性剤の有効性が確認されています。

これらの感染対策については、国においてホームページ等により紹介されており、本市においても既に市ホームページでこれら国が推奨する感染対策の周知に努めているところでもありますことから、陳情のありました空気清浄機のフィルターに界面活性剤をつける等の国が示していない個別の手法を広報することは考えておりません。

委員長            それでは、本陳情について、御意見、または  
ただいまの当局の説明に対する質疑はありま  
せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長            ないようですので、この程度にとどめます。  
念のために確認いたしますが、本陳情を継続  
審査とするとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長            それでは、引き続き審査を続けます。  
これより、令和４年分陳情第３号の討論に入  
ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長            討論なしと認めます。  
これより、令和４年分陳情第３号を挙手によ  
り採決いたします。  
本陳情は、採択することに賛成の諸君の挙手  
を求めます。

〔賛成者なし〕



委員長

挙手なしであります。

よって、本陳情は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査を終了いたします。

次に、報告案件として提出されている

報告第21号 経営状況報告の件（公益社団法人富山市シルバー人材センター）、

報告第22号 経営状況報告の件（一般財団法人富山市大沢野健康文化推進財団）、

以上2件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

長寿福祉課長

〔報告第21号について、  
議案書により説明〕

大沢野行政サービスセンター  
地域福祉課長

〔報告第22号について、  
議案書により説明〕

委員長

これより、順に質疑に入ります。

まず、報告第21号について、質疑のある方はいらっしゃいますか。

東委員

この公益社団法人富山市シルバー人材センターは、市の外郭団体ということでございます。今ほど説明があった中で、会計に関しては前

年度決算、令和4年度の予算、また、事業報告として会員数云々など、今年度出した事業の実施計画ということで、前年度と今年度が対照できるようになっています。議案書129ページに令和4年度事業計画があるのですが、このようなことをしましたと令和3年度と対比して見られるような方法はないのかということ。

あと、事業の基本計画に関して、今、長寿福祉課長のほうから説明があって、なるほど、こういうことをやっているのかということが分かったのですが、この記載の内容だけを見ると、シルバー人材センターの様子がちょっと分かりづらいです。確かに、シルバー人材センターに行くといろいろな事業をやっている、物を作って売っているなどホームページを見れば分かるのかもかもしれませんが、せっかくの議案書なので、どのような事業を行っているのかなど、箇条書でいいですから基本計画を少し詳しく載せたほうがいいと感じているのですが、見解を求めます。

長寿福祉課長 今、委員から御指摘のあった内容については、どういうことをやっているのか、もう少し分かりやすい表現にしてほしいというお話もあったので、また参考にさせていただきたいと

思います。

令和4年度の事業計画の中で、新しいものについては、一応「新規」という表示をつけさせていただいています。

議案書129ページ1の(1)オの独自事業の推進は、伐採等した枝などをこちらのほうでチップ化する事業を行っているのですが、こちらについてオートメーション化して効率よく生産できる形を取ることを推進したいということが1つ。

サの第6次中期計画の策定につきましては、第5次計画が今年度までということになっていますので、来年度に向けて中期の計画を立てるということを今年度行う予定にしています。

シについては、インボイス制度の導入に対する対応ということで、令和5年10月に消費税がインボイス制度に変わりますと、会員は、個人事業主として請負でやっているものですから、個人事業主に払っているその分の消費税分を個人事業主かシルバー人材センターのどちらかが負担しなければならないという状況になります。かなりの金額の負担になるということで、令和4年3月議会では特例の対応ができないのかというシルバー人材センターに対する支援を求める意見書を可決してい

ただきました。議会から国のほうにもまた働きかけをしていただいているところだと思うのですが、ただ、来年10月のことです、その場合の経理のシステム等の修正と対応も進めていかないといけないということで、その対応を行うといったところでございます。あとは、具体的にどのようなことをやっているのか内容が分かりづらいということで、示せるようなものが何かないか、またシルバー人材センターや、議案書は財政課などと話しながら検討していければと思っています。

東委員

随分細かく説明していただきましてありがとうございます。今の説明の中にあつた、例えば、独自事業の推進ということではチップ化の事業など、ちょこちょこっと書いておいていただければ少し分かりやすいと思いますので、また工夫いただきたいということと、外郭団体ということで、市のOBも役職員等に派遣されていますし、またそこで相談されたいのではないかと思います。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長            ないようですので、次に、報告第22号について質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

委員長            ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。

次に、福祉保健部所管分で、ただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

押田委員        新型コロナウイルスの感染者数がなかなか減りませんが、市も推奨しておりました「COCOA」というスマホアプリがあったと思います。こちらは、最初の頃はすごくPRしておられたのですが、最近では「COCOA」の「こ」の字も聞かないのですけれども、登録数の把握はされておられますでしょうか。

保健所保健予防課長    国が開発しました接触確認アプリ「COCOA」につきましては、国のほうで直接、アプリケーションの管理をしていますので、本市での利用状況について、具体的な数字等は分からない状況になっています。

一応全国では、本年5月末までで約3,67

6万件のダウンロードがあったということになっておりまして、陽性の登録件数については114万5,922件となっています。

押田委員

この「COCOA」に関し、国が直接管理するというのであれば、また聞いていただきたいのですが、新型コロナウイルスに感染された患者がいると、PCR検査をして保健所から連絡が入りますが、そのときに、「COCOA」に登録されていた場合、陽性者登録をするような指示と言ったら大げさですが、推奨をされていますか。

保健所保健予防課長

「COCOA」につきましては、陽性の登録をすることで個人が特定される情報が知られることなく、陽性者の症状が出た日や検査を受けた日の2日前以降に接触した方—こちらについては概ね1メートル以内で15分以上の接触があった可能性がある方—に通知が届くシステムということになっています。今ほどありました陽性者の登録につきましては、今現在は「HER-SYS」といいまして、国の新型コロナウイルス感染症のための管理支援システムになっていますが、そちらから登録された電話番号に利用登録を促すショートメールが届くようになっています。既

にアプリをインストールされた方については、そのショートメールのほうから陽性の登録をしていただく形になっています。

押田委員

何があったのかというと、感染した人がおられて、その周辺者の方々に結構長い間一緒に車に乗っておられたり、飲食されたりした人が、同じ「COCOA」を入れていても、1人は何か来ているけれども、もう片方の人は全然来ていないと。これは国が管理しているアプリの問題ですから、どこまでの精度—その携帯の機種にもよるのかもしれませんが、どういう基準なのだろうという素朴な声が上がりました、今、市のほうではどうなのかと思って質問をさせていただいた次第です。

次の質問に移ります。例えば、感染しても無症状の方がおられますが、自宅待機になることもあります。一人暮らしの方などは自分でスーパーなどへ日用品を買いに行かなければいけないのですけれども、基本的には自宅待機なので不可能だと思います。基本的なことですが、食料品や日用品を入手する手段について、市はどのようにお考えですか。

保健所保健予防課長

自分自身で食料の調達や確保が困難な方を対象としました食事支援につきましては、昨年

の8月30日より本市のほうで実施しております。食料については富山県が手配されております。富山市においては宅配便を利用したり、市が直接配送したりすることで患者へ届ける体制となっています。

押田委員

これも新型コロナウイルス感染症にかかった方に直接聞いたのですけれども、希望すれば食料品や日用品などを届けてくださると。それで、家族7人全員が感染して誰も出られなかったので食料支援をお願いしたと。そうしたら、全く配達されておらず、確認をしたのですけれども、届いたのは1人分だけだったと。7人家族ということで、不十分と言えるものです。しかも汗だくで慌てて持ってこられたということでもあります。そういった状況ではなかなか進まないのかなと思います。

県がされていることであつたとしても、やっぱり市の保健所からの連絡も来ていると思いますので、そこは市に対して改善を求めていきたいというふうをお願いをしたいと思います。

そういう体制に対して、富山市保健所としてはどのようにお考えか、最後に見解をお伺いします。



保健所保健予防課長 食料品の支援につきましては、保健所のほうで、陽性者の方に症状等の聞き取りをする際に、例えば、一人暮らしの方や、先ほど委員も言われましたが、家族全員が感染者になった場合については、食料支援の希望を聞き取りしています。

今ほど支援が届かなかったとお聞きしましたが、こちらとしては基本的に、市のほうから直接配送という形—「置き配」—で届くようにしています。数につきましては、基本的に1箱—こちらはレトルト食品になりますが—3人から4人分ということで、3日、4日分が入っているので、まず1箱をお配りさせていただいて、また必要があればすぐに届けるような体制を取っているところであります。

押田委員 それは、市が届けているのですか、それとも県が届けているのですか。今、届けている体制を取っているところですかというふうに言われたということは、市の保健所が届けているということですか。

保健所保健予防課長 配送に関しては、県が食料品の準備をしまして、それが保健所に届く形になります。それを保健所から配達といいますか、届けている形になっています。

押田委員

私の勘違いで、県が届けていると思っていたのですが、それならば、1人分の食料品が届いたけれども、実際は7人感染しているということは保健所が認識している問題なのです。では、誰も買物に行けないのではないかと、たくさん感染者が出ているから私たちは配慮が欠けていてもいいのではないかという考えは、通らないと思います。

制度をつくったのだから、しっかり届けていたただかないと、その人たちが、子どもがひもじいからスーパーに買物に行こうかと。市から食料品が届かなかったからしょうがないよねというふうになったら、これはまた大問題ですよ。今日も感染者が出るのでしょう。体制をもう一回厳しく見直して、しっかり進めていただかないといけないと思います。要望にさせていただきますので締めます。

吉田委員

分科会での議案、障害福祉サービス事業所等に対するサービス支援事業について、私は初めて「かかり増し」と聞いたのです。これはこれで大事なことの1つなのかと。

今、デイサービスなどの障害者施設では、その施設では感染が起こっていなくても、利用者は2つ、3つサービスを利用しているのです。そこで感染すると来なくなる。すると、

知的障害の人たちなどは2週間ほどデイサービスに行かなかつたらすぐには戻ってこないという現象があるのです。そうすると、コロナ禍前と比べたらやっぱり2割ぐらい—去年はひどかったけれども—今年はまだましですが、利用者が減るのです。

私は監査役もやっているのですが、年間150万円か200万円ぐらいしか経常利益が上がらないような、とんとんでやっている施設で利用者が2割減ると大幅な赤字なのです。そういう損失補填のようなものは、実は日本の場合は医療機関でもないのです。新型コロナウイルス感染症による利用者減による減収というのは、これは富山市だけでできるとは思わないけれども、そこは考えないとやっていけないという気がします。これは要望ですが、考えがあればお聞かせください。

障害福祉課長

今ほど吉田委員がおっしゃったことは、確かに各事業所のほうで大変厳しい状況ということもあるかと思えます。おっしゃるとおり、そこに対する補填支援というものは今のところはないという状況であります。こちらのほうも可能な限り、通常の利用状況に戻るよう、例えば、就労系のところに新たに販路開拓するなど、事業を広げるような支援がございま

すので、そのようなものもまた御紹介しながら、なるべく事業所の状況が厳しくならないように支援していきたいと思えます。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、厚生委員会福祉保健部所管分を終了いたします。

午前 11 時 50 分 休憩

~~~~~

午後 1 時 27 分 再開

委員長 厚生委員会こども家庭部所管分の議案の審査を行います。
議案第79号 富山市児童館条例の一部を改正する条例制定の件、
議案第80号 富山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、
以上2件を一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

こども支援課長 〔議案第79号について、
議案書及び議案概要書により説明〕

こども福祉課長 〔議案第80号について、
議案書及び議案概要書により説明〕

委員長 これより、順に質疑に入ります。
まず、議案第79号について質疑のある方は
いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 次に、議案第80号について質疑のある方は
いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑
を終結いたします。
これより、議案第79号、議案第80号、以
上2件を一括して討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。

これより、議案第79号、議案第80号、以上2件を一括して採決いたします。

各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案可決されました。

以上で、こども家庭部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、こども家庭部所管分で、ただいまの議案以外に何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。

以上で、厚生委員会こども家庭部所管分を終了いたします。

午後 1時31分 休憩

~~~~~

午後 1時43分 再開

委員長

厚生委員会市民生活部所管分の議案の審査を行います。

議案第81号 富山市水橋会館条例制定の件、  
議案第85号 委託契約締結の件（富山市民  
球場スコアボード更新業務委託）、  
以上2件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

市民生活相談課長 〔議案第81号について、  
議案説明資料により説明〕

スポーツ健康課長 〔議案第85号について、  
議案説明資料により説明〕

委員長 これより、順に質疑に入ります。  
まず、議案説明資料5ページ、富山市水橋会  
館条例制定の件について、質疑のある方はい  
らっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 次に、議案説明資料7ページ、富山市民球場  
スコアボード更新業務委託について、質疑の  
ある方はいらっしゃいますか。

織田委員 このスタジアムの多目的な利用ということも  
想定されていると思うのです。今までも披露  
宴や結婚式などのような利用もあったのかも

しませんが、この新しくなったLEDのスコアボードは、例えば、パソコンをつないで画面が表示されるなどモニター画面のような活用方法は可能なのですか。

スポーツ健康課長 持込みのパソコンを接続することでいろいろな画像や動画も表示可能です。パソコンの画面をそのまま映し出せるような仕様になることを想定しています。

押田委員 スコアボードの契約金額が1億5,290万円で、セイコータイムクリエーション株式会社が契約相手ということです。これはこの部局だけではなく、こういった契約金額と契約相手が分かっているようなものは、市の予定額や、どのような入札があったのかということに記載するように検討してみたいかと思うのです。この部局に対するお願いというよりも、当局全体になるのですけれども、今、厚生委員会でこのような契約相手が出たので、この場で言わせてもらいました。いかなものかと思います。

市民生活部長 委員がおっしゃるとおりで、確かに、最低限の情報しか載っていませんので、そういった意味ではシンプルなのですけれども、一方で



はもう少し分かりやすくというような御要望もあろうかと思えます。ただ、これはもう当然、市長部局や教育委員会、あるいは公営企業など、いろいろな部局に多岐にわたりますから、私どもの部だけでは判断できかねますので、そこは私のほうで報告をしておくようにしますので、今後検討することになると思えます。

押田委員

あまりこの場でも言いたくないのですがけれども、一部不正といいますか、不祥事がありまして、これが特命随意契約なのかどうなのかということは議案書にも何も載っていないのです。私たちが審議をしても、一般市民から見ると何をやっているのか分からないとなってくると、ちょっとそこで止まってしまう部分がどうしても見受けられるので、今、契約に関しては企画管理部長が率先して厳しくするという話がありましたのでお伝えさせていただきました。

ちょっと脱線するのかもしれませんが、特命随意契約が駄目だとは私は毛頭思わないのです。なぜかというと、どうしてもその人にしかできないこと、その人でないと分からないことがあると思うのです。

一番端的に言えば、日立製のエレベーターで、

東芝を専門にしている人が入札で取ってしまったらどうしようと。安全性にも関わる問題もあります。地域というものだってあると思います。例えば、水橋地区のことを仮に八尾地域の人が取っても分からないということもあると思います。そういったこともあるので、市としては、契約に関しては、市民に一番適切になる契約を選択するということを重ねて部長にお願いしたいと思います。

市民生活部長 ごもっともだと思います。  
ただ、自治法上、どうしても特命随意契約にできる理由が限られています。それに基づいて、本市においてもガイドラインをつくっていますので、逸脱しないように一当然その中でやらざるを得ないので一今後もガイドラインをしっかりと遵守しながら、公正な契約に努めてまいりたいと考えています。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第81号、議案第85号、以

上2件を一括して討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。  
これより、議案第81号、議案第85号、以上2件を一括して採決いたします。  
各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。  
よって、各案件は原案可決されました。  
以上で、市民生活部所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、報告案件として提出されている  
報告第23号 経営状況報告の件（公益財団法人富山市体育協会）  
を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

スポーツ健康課長 〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

押田委員　　まず、議案書143ページの令和4年度事業計画で、市指定管理施設が、総合体育館から3×3バスケットボールコートまで書いてあります。議案書153ページを見ると、水橋錬成館がありますし、議案書152ページにも武道学園の中に水橋錬成館とあるのですけれども、この指定管理施設の中には水橋錬成館は入っていないのです。これはどうしてなのか教えてください。

スポーツ健康課長　　こちらは、錬成館の中に一括して入っている状態になりまして、例えば、体育文化センターという表記も体育館とテニスコートであったり、運動広場も7つほどの運動広場を一括して書いてあるというような表記になっています。見た目は漏れているような施設があるのですけれども、中に全部入ったもので報告されているということでもあります。

押田委員　　議案書143ページにある北部錬成館の中に水橋錬成館が入っているということでもいいのですか。

スポーツ健康課長　　そのような表記と理解していただければと思

います。

押田委員

水橋錬成館は実は水橋西部地区センターに併設されておりまして、皆さん、予約を取れますかと地区センターのほうに聞きに来られるのですけれども、地区センターの方が一市民生活部ですけれども一実は、富山市勤労身体障害者体育センターに行って取ってもらわないと困るのですという話をされて、水橋地区の利用者の方、水橋地区外の利用者の方も非常に難儀しておられると。そこら辺は、同じ市民生活部の中で何か連携は取れないものかと。

スポーツ健康課長には一度お話をさせていただいているのですけれども、業務委託をしているのでなかなか制度的に難しい点もあるということだったのです。今日この場で御返答は要りませんから、市民のためにスムーズに予約ができる方策を何か御検討いただくことをお願いしたいと思います。

そして、体育協会の修繕がいろいろな施設に出てくると思うのですけれども、適切な修繕がなされているのかどうか。例えば、明るさ不足や水漏れなどというものがあるのですけれども、先ほどの議案ではないですが、アルペンスタジアムには1億5,000万円も出

せるのに50万円の修繕ができませんという話になってくると、これだけの利用者数を誇っているものはたくさんあります……

委員長 押田委員に申し上げます。  
今は体育協会の報告でありますので、その他の質問をお願いします。

押田委員 体育協会にお願いをしたいのです。

委員長 体育協会にお願いをする場ではないです。

押田委員 体育協会の運営に対して、市民生活部にお願いしたいのです。  
では、質問ではないですけれども、聞いていただいて、もしあれだったら後から聞き直しますが、何が言いたいのかを先に言います。  
その修繕などの判断を体育協会がされる場合、スポーツ健康課といたしますか、市民生活部の中で、委託者としてどのような判断、指導をしておられるのかということを知りたかったので、委員長にお任せします。

委員長 これは経営状況の報告ですので、その他の質問をお願いします。

スポーツ健康課長 先ほどの水橋錬成館の件ですが、指定管理施設に載っていないというのはちょっと間違えていまして、水橋錬成館は業務委託ということです。指定管理施設でないということで御理解ください。すみません、ちょっと言い間違えています。訂正します。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。

次に、市民生活部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

押田委員 先ほど発言してしまいましたが、改めて言います。体育協会に委託した施設等が修繕される場合、どの金額に合わせて修繕されるのかということは、また市民生活部にも相談されると思うのですけれども、それに対する判断といたしますか、基準というものがあると思います。そこに関する指導といたしますか、基準というものはスポーツ健康課のほうでお持ち

ですか。

スポーツ健康課長 まず、指定管理の施設につきましては、リスク分担という部分でルールが決まっております。金額が50万円以下のものについては、指定管理者が随時修繕していくことになっていますが、一定程度の予算が決まっていますので、そこで優先順位が必要になってきます。その中で、まずは安全性、緊急性というところを最優先に考えながら、あとは施設の供用に与える影響で、例えば壁が少し引っ込んだと一見栄えのような話になりますが一そういったところは後回しといたしますか、様子を見るということもありますし、例えば、電気配線の不具合でしたら全館に及ぶ可能性もありますので、そういったところは優先するなどです。あとは、切れている電球の数や切れている場所なども考慮しながら一例えば、電球でも1つだけ交換するのだと効率が悪いので、何個か切れるまで少し我慢していただくとか、許容できる範囲をどこら辺で見るのかということは、それぞれの施設の状況によると思います。

そういったところを考慮するということで、それは市の直営施設でも同様の考え方で、指定管理者で判断していただいているというところ



ころであります。

押田委員 予算にも限りがあるとは思っているので、これ以上は言いません。長く放置とは言いませんけれども、様子を見過ぎたものに関しては、できるだけ早めに対応してあげたほうがいいかなと考えています。

体育協会から上がってくる報告だけではなくて、スポーツ健康課のほうでも一度チェックをしてみたらいかがかと思います。

委員長 委員各位に申し上げます。

ここはあくまで質問の場ですので、純粋な要望はやめていただいて、要望であるならば、要望に対する当局の見解をしっかりと伺うというような姿勢の徹底をよろしくお願いいたします。

吉田委員 昼のニュースで、兵庫県尼崎市で、全市民約46万人分の市民情報の入ったUSBメモリーを業者に渡して、その業者がかばんごとUSBメモリーを紛失したというニュースが入ったのです。

富山市の場合、いろいろなことを委託する業者に、市民情報の入ったUSBメモリーを渡すということはあるのですか。

市民生活部長 外部へ出すものは、基本的にはございません。

吉田委員 データを渡すときはどういう形で渡すのですか。

市民生活部理事 これはどちらかということ情報システム課の範疇になるのですが、まず、普通のUSBメモリーはそれぞれ個人でもお持ちでしょうけれども、今現在、そのようなUSBメモリーはパソコンに差せないことになっています。差しても拒絶されます。仮に差せるものは、セキュリティーの機能があって、パスワードを打ち込まないとその情報を吸い上げることができないといった特殊なUSBメモリーでございます。一般的に、外部の方にUSBメモリーを渡すということもありません。

吉田委員 昔はそういうことがあったのですか。

市民生活部次長 これも市民生活部ではないのですが、例えば、今の非課税世帯に渡す給付金のような情報ですけれども、あれはシステム上で個別に作業しまして、その時点でこちらで抽出してしまいますので、業者が持ち出すということは恐らくないと思います。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、厚生委員会市民生活部所管分を終了いたします。  
これで、6月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。  
委員各位に御相談申し上げます。  
委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように取り計らいます。  
これをもって、令和4年6月定例会の厚生委員会を閉会いたします。

令和4年6月定例会  
厚生委員会記録署名

委員長 久保大憲

署名委員 高道秋彦

署名委員 成田光雄